



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第18号
2022. 10. 25

出会い系サイトへの 誘導にご注意！

事例

SNSで知り合った女性から、「携帯が使えなくなるので、別のサイトでやり取りがしたい」と連絡があり、出会い系サイトに誘導された。連絡を取るためには会員登録が必要と言われ、1万円を振り込んだ。しかし、チャットを利用するにはさらに1万円が必要と言われ、詐欺だと気付いた。
(10代 男性)



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- SNSで知り合った相手からの誘いがきっかけとなる消費者トラブルが増えています。
- サクラサイトとよばれる悪質サイトがあります。不審な点を感じたら、き然と関係を絶ちましょう。
- 知らない間に開運商法や靈感商法の勧誘を受けることもありますので、十分注意してください。
- 登録に必要なだと個人情報の提示を求められた場合でも、安易に応じないようにしましょう。
- 困った時は、やり取りした内容や支払記録を保存し、消費生活相談窓口へ相談しましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188 (「嫌や！」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

